

## 大阪府監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府教育委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成22年10月27日

大阪府監査委員	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	京極	俊明
同	川合	通夫
同	光澤	忍

### 1 委員意見に対する措置 (府立学校の被服貸与について)

監査対象機関名	教育委員会事務局(教職員室福利課)
監査実施年月日	平成18年6月22日から平成19年3月9日まで
監査の結果	措置の状況
<p>府立学校の教職員への被服貸与について、貸与対象業務に従事していない教員へ貸与されている事例、貸与を受けたにもかかわらず全く着用されていない事例など、被服貸与の制度が適正に実施されていない実態がみられる。</p> <p>また、学校現場において、被服の品質・デザインの改善、複数の被服の中からの自由選択制を求める一方で、好みの被服を着用したい、被服貸与は不要とするなど、様々な意見が混在している。</p> <p>今後、被服貸与の対象となる教職員に対して、関係する規程等の内容を十分周知し、適正な運用に努めるとともに、対象教職員から意見を聴取し、被服貸与のあり方を検討されたい。</p>	<p>平成20年度の教職員被服貸与申請入力の際には、「現在貸与中の被服が引き続き着用可能な場合はそのまま着用してもらうこと」「被服貸与が不要な場合は申請を辞退してもらうこと」を教職員に周知するよう府立学校長あてに通知し、被服貸与の効率的な運用に努めました（平成20年7月4日付け教委福第1089号通知）。</p> <p>また、平成21年度貸与申請に当たっては、「貸与された被服については、業務中は着用する義務があること」「貸与されても着用しない者は申請を辞退すること」の2点について、教職員に周知徹底を図るよう府立学校長に対し通知しました（平成21年2月24日付け教委福第1229号通知）。</p> <p>さらに、着用率の低い「体育（実技）の教科担当」「特別支援学校の教員・寄宿舎指導員・実習助手」について、要因を把握するとともに、今後の貸与品目のあり方に係る検討の参考とするため「被服個別調査」を実施し、その結果を踏まえて予算の範囲内で可能と思われる内容について、平成22年度貸与品目</p>

	<p>において改善を図りました（トレーニングシャツ（半袖ポロシャツタイプ）・トレーニングパンツ（ハーフパンツタイプ）の導入、ズック靴のメーカー及び色の変更等）。</p> <p>また、平成22年度の貸与申請に当たり、改めて「貸与中の被服がまだ着用できないか検討すること」「貸与された被服については業務中は着用する義務があり、着用しない者は申請を辞退すること」の周知について府立学校長に通知しました（平成22年3月12日付け教委福第1269号通知）。</p> <p>今後も、定期的に被服貸与制度の規程等を十分周知するとともに、対象教職員の着用実態と意見等を把握し、被服貸与制度の効果的な運用に努めます。</p>
--	---

(府立学校の安全互助会等について)

監査対象機関名	教育委員会事務局
監査実施年月日	平成19年5月30日から同年8月24日まで
監査の結果	措置の状況
<p>府立の各学校単位で設置され運営されている安全互助会や災害対策基金については、過去3年以上にわたり目的に沿った支出がないなど活動実績が少ない学校がみられ、その一方で、同互助会・基金の残高が1千万円以上ある学校が多数存在し、それぞれの学校では高額の前金を保管している状況である。</p> <p>こうした状況は私費管理上問題があると思われ、また、これらの互助会・基金についてもその活動実態に鑑みると役割を整理すべき時期に来ていると思われることから、府立学校に対して、互助会・基金の整理も含め一定の考え方を示し、適切に指導するよう努められたい。</p>	<p>(学校安全互助会会計の管理等について)</p> <p>学校単位の安全互助会会計については、学校徴収金として公費に準じた適正な会計処理を行う必要があることから、「学校徴収金及び団体徴収金等の会計処理基準」及び「学校徴収金等取扱マニュアル」に基づき適正な管理を行うとともに、教育活動上広く有効に活用できる会計への再編を含めて検討するよう、府立学校事務(部)長等研修会の開催時（平成21年11月20日）など、様々な機会を捉えて指導・助言を行いました。</p> <p>その結果、安全互助会会計としての残高が0の学校は、平成21年度末現在では、平成20年度末より17校増え、計34校（うち閉校1校を含む。）となりました。</p> <p>(学校安全互助会会計の今後のあり方について) 対応中</p>

(普通教室における情報コンセントについて)

監査対象機関名	教育委員会事務局（教育振興室高等学校課）
監査実施年月日	平成19年5月30日から平成20年3月5日まで
監査の結果	措置の状況
<p>府立高等学校の普通教室に設置されている情報コンセントの利用状況について調査したところ、1室当たりの平均利用回数が極めて低調であり、調査時点において、情報コンセントを活用するための取組を行っていない学校が多数あった。</p> <p>このため、インターネットを活用した授業の有効性について、学校の理解を深めるとともに、学校の実情を把握の上、活用事例の紹介や機器の整備に努めるなど、情報コンセントの積極的な活用に向けた更なる方策を検討された。</p>	<p>(機器の整備について) 平成21年度末、府立高等学校ICT環境整備事業により、全校の全普通教室に固定式等のスクリーン及び各校6台のプロジェクタを整備しました。</p> <p>(学校の実情の把握等について) 今後とも情報コンセントの使用状況を把握するため、全府立高等学校を対象に調査を実施します。 当面、毎年調査をすることで経年変化をとらえ、利用回数の低い学校については、個別に活用事例を紹介するなど、整備した機器の活用を図りながら利用回数が上がるよう指導するとともに、平成22年度は、学校を巡回した操作研修を実施することとしました。</p>

(修学旅行等での緊急事態発生時の対応について)

監査対象機関名	教育委員会事務局（教育振興室高等学校課・財務課）
監査実施年月日	平成20年5月27日から同年9月3日まで
監査の結果	措置の状況
<p>府立学校が実施する修学旅行において、重大な事件・事故が生じた場合における危機管理体制について調査したところ、旅行実施前に一定の危機回避の措置を講じているものの、実際に事件・事故が発生した場合を想定した対応については、具体的な検討がなされていない状況が見られる。</p> <p>このため、教育委員会においては、教育委員会及び府</p>	<p>(府立学校に対して、緊急時のマニュアルなど具体的な指針を示し、実効性のある指導を推進することについて) 事故発生時等に一層適切に対応できるように、平成21年3月31日付け教委高第3654号「宿泊を伴う教育活動実施上の留意事項等の一部改正について（通知）」により、生徒の健康安全の確保について、「緊急事態を想定して、対応できる体制を整備すること」との記述を追加し、学校を指導しました。 また、修学旅行の実施についての届出について、緊急の場合の連絡や指導の</p>

<p>立学校が一体となった危機管理体制の構築に向けて検討するとともに、府立学校に対して、緊急時のマニュアルなど、具体的な指針を示し、実効性のある指導を推進されたい。</p> <p>また、重大な事件・事故の処理に要する経費については、事後において、相当程度、旅行保険で補償されるものの、府立学校が緊急に必要な経費については、教育委員会において措置できるよう、支援体制について検討されたい。</p>	<p>体制、緊急事態発生時の対応等を記入するよう書式を変更するとともに、具体的な記入例（現地及び校内緊急連絡体制の図式）を示すことにより、学校が緊急事態に適切に行動できるよう指導しました。</p> <p>（緊急に必要なとする経費の措置について） 緊急時に必要な経費については、事故の規模・態様等により変動する要素があることから、事案発生後速やかに関係部局と調整、協議を行い、緊急時の対応等に遺漏のないよう的確に対応していくよう努めます。</p> <p>（教育委員会及び府立学校が一体となった危機管理体制の構築に向けて） 対応中</p>
---	---

（府立高等学校授業料の収入未済について）

監査対象機関名	教育委員会事務局（財務課）
監査実施年月日	平成21年5月21日から同年7月28日まで
監査の結果	措置の状況
<p>府立高等学校の授業料の収入未済（滞納）は、近年、大幅に増加しており、早急に対策を強化する必要がある。</p> <p>授業料の徴収事務については、各学校が実施しているところであるが、教育委員会事務局として、滞納債権の現状把握に努めるとともに、保護者に対する請求の法的根拠の明確化を図るなど、収納率向上のための効果的な手法について検討・指導を行い、各学校に対する支援体制の強化に努められたい。</p>	<p>（滞納状況の現状把握、保護者に対する請求の法的根拠の明確化） 授業料等の債権については授業料システムのデータにより学校ごとの滞納額等を把握し、各学校に取組強化を要請するなどの活用を図りました。</p> <p>また、保護者に対する請求の法的根拠の明確化に関しては、今年度から卒業又は年度末までに滞納授業料等を全額納付できない場合は、債務者（生徒）、法定代理人（親権者）及び連帯保証人（親権者も可）の連名による「授業料等滞納確認書・納付計画書」を提出するよう指導することとしました。</p> <p>（収納率向上の取組について） 対応中</p>

## 2 指摘事項に対する措置

(授業料の減免審査手続について)

監査対象機関名	守口東高等学校	
監査実施年月日	平成22年1月25日	
	監査の結果	措置の状況
	<p>校長専決の授業料減免審査手続において、「高等学校の授業料の減額又は免除に関する規程」の適用条項を誤ったため、「全額免除」とすべきところを「半額免除」と決定しているものがあつた。</p>	<p>当該事案については、平成22年2月10日付けで平成20年度第1期から第4期までを半額免除とする決定を取り消し、平成20年度第1期から第4期までを全額免除とする決定を行い、平成22年2月23日に、納付済授業料の返還を行いました。</p> <p>今後、授業料の減免事務については、申請書の記載事項と添付書類のチェックを複数の職員で確実にを行い、関係条例、規則の規定に基づき、適正に対応していくよう努めます。</p>

(授業料の減免審査手続について)

監査対象機関名	住吉高等学校	
監査実施年月日	平成21年12月1日から平成22年1月29日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>校長専決の授業料減免審査手続において、添付書類の市民税・府民税証明書の所得割欄を見誤ったため、免除対象外となるところを「全額免除」と決定しているものがあつた。</p>	<p>当該事実について、教育委員会事務局財務課に対し連絡を行い、減免再審査を行った結果、授業料の減免を取り消すとの結論に達しましたが、当該生徒及びその保護者に対しては、受益的行政行為の取消処分にあたることから、保護者に対して事情を説明するとともに、大阪府行政手続条例の規定に基づく聴聞を平成22年3月29日に開催することとし、この旨同月11日付けで聴聞通知書を送付したところ、同月26日に当該生徒保護者から聴聞には出席しない旨の陳述書の提出があり、かつ授業料減免処分の取消しにも異存が無いことを確認しました。</p> <p>よって、平成22年3月29日に授業料の減免処分の取消しを決定するとともに、当該授業料納付書を交付し、同月31日に納付されたことを確認しました。</p>

	<p>今後、授業料の減免事務については、申請書の記載事項と添付書類のチェックを複数の職員で確実にいき、関係条例、規則の規定に基づき、適正に対応していくよう努めます。</p>
--	--

(決裁遅延について)

監査対象機関名	千里青雲高等学校
監査実施年月日	平成22年1月14日
監査の結果	措置の状況
<p>経費支出手続において、契約期間の始期や事業実施までに経費支出伺の起案及び決裁が行われていないものがあった。</p>	<p>所属長から全教職員に対し、地方自治法及び大阪府財務規則に基づいた事務を行うよう指示を行いました。</p> <p>また、会計事務の留意点及び会計実地検査の事例をもとに、校長を含む全教職員を対象として会計事務の研修を行いました。</p> <p>今後、契約事務及び経費支出事務の執行に当たっては、関係条例・規則に基づき、適正に対応していくよう努めます。</p>

(決裁遅延について)

監査対象機関名	生野高等学校
監査実施年月日	平成22年1月27日
監査の結果	措置の状況
<p>委託契約の経費支出手続において、業務実施期間の始期までに経費支出伺の起案又は決裁が行われていないものがあった。</p>	<p>当該事案については、業務実施期間の始期までに、起案文書に添付すべき書類が整わず、決裁を受けることなく業務を発注及び実施したため、事後の決裁処理しか出来なかったことが原因です。</p> <p>今後は、関係条例、規則の規定・運用に基づき、計画的な事業実施を行うことにより、業務実施期間の始期までに経費支出伺の起案及び決裁を行い、適正に処理していくよう努めます。</p>

(保守点検委託業務の履行確認について)

監査対象機関名	門真なみはや高等学校
監査実施年月日	平成21年12月14日
監査の結果	措置の状況
消防用設備保守点検委託業務に係る支出手続において、履行が完了していない段階で支出命令を行っているものがあった。	業務委託契約の履行に際して、契約業者に対し作業日程の遵守及び必要な報告を行うよう指導を行っていきます。 また、経費の支出に当たっては、業務完了後における検査員による検査を確実に行った上で支出手続を行うなど、関係法令、条例、規則の規定に基づき、適正な事務執行に努めます。

(出勤簿の管理について)

監査対象機関名	交野支援学校
監査実施年月日	平成21年11月10日
監査の結果	措置の状況
非常勤講師の出勤簿において、押印もれや押印誤りがあるなど、適切な管理が行なわれていないものがあった。	全非常勤講師に対し、出勤簿押印の義務とその重要性を再認識させるとともに、休暇等の取得を行う場合は必ず届出を行うよう指導を行い、併せて、出勤簿取扱責任者（校長）から出勤簿の管理を行う者（教頭、事務長）に対し、管理を徹底するよう指導しました。 今後、非常勤職員の出勤簿の管理に当たっては、関係条例、規則の規定に基づき、適正な事務執行に努めます。

(通勤手当の支給事務について)

監査対象機関名	花園高等学校
監査実施年月日	平成22年1月19日
監査の結果	措置の状況

<p>通勤手当の支給事務について、病気休暇等により勤務実態がない期間があったにもかかわらず、戻入処理が適切に行われなかったため、過払いとなっているものがあった。</p>	<p>該当者に係る過払分の戻入手続きを行い、平成22年2月22日までに返納されたことを確認しました。 今後、通勤手当の支給に当たっては関係条例、規則の規定に基づき、適正に対応していくよう努めます。</p>
--	--

(出勤簿の管理について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>千里青雲高等学校</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成22年1月14日</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	
<p>出勤簿の管理において、タイムレコーダーの打刻を忘れたもの、年次休暇届や週休日振替処理等を欠いているものがあり、さらにこれらについて、遅参・出勤未入力リストの確認及び必要な処理も行われていなかった。</p>	<p>該当者に確認し、出勤簿修正画面等で必要な修正を行うとともに、職員会議において、タイムレコーダーへの打刻や事前申請による年次休暇届の提出を確実にを行うよう周知徹底を行いました。 併せて、グループ長（教頭・事務長）が遅参や打刻忘れ、年休、特休、病休、出張等の未提出がないかを「遅参・出勤未入力リスト」で随時、確認をし、該当者に注意を喚起するとともに、月末には、該当者に文書で通知し、SSCへの入力等を指導しております。 今後、出勤簿の取扱いについては、大阪府立高等学校処務規程等、関係条例、規則の規定に基づき、適正な事務執行に努めます。</p>	

(物品の貸付事務について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>泉北高等学校</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成22年2月5日</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	



<p>食堂業者に対する物品の貸付事務について、貸付の決定及び契約の締結を行わずに貸付けを行っていた。</p>	<p>本件については、平成22年3月10日付けで物品借用申請書の提出を受け、同月30日に貸付の決定及び契約の締結に係る決裁を行い、遡って平成21年4月1日付けで物品貸付契約書を締結しました。</p> <p>今後、物品の貸付事務に当たっては、関係条例、規則の規定に基づき、適正に対応していくよう努めます。</p>
--	---

(現金に係る会計処理について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>財団法人大阪府文化財センター</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成21年12月9日及び10日</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	
<p>近つ飛鳥博物館において雑収益として処理すべき現金について会計処理が遅延しているものがあった。</p>	<p>当該現金を平成21年度府立博物館自主事業特別会計において平成22年3月10日に雑収入として収入処理を行いました。</p> <p>今後、こうした処理の遅延を防ぐため、新たに「現金勘定の過不足に関する取扱要綱」を制定（平成22年3月1日制度施行）し、現金管理を厳正に執行するように努めるとともに、適正な事務処理を行うよう関係者に注意喚起を行います。</p>	